

紀宝町農業委員会委員（補充）募集要項

紀宝町農業委員会委員に1名の欠員補充を要すると認められることから、以下のとおり農業委員を募集します。

- 1 募集人数 1人
- 2 任期 任命日から令和3年7月9日まで
- 3 身分 紀宝町の特別職の非常勤職員
- 4 報酬 紀宝町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給
- 5 主な事務内容
 - (1) 農地法に基づく農地の売買・賃借等の許可、農地転用の許可
 - (2) 農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化を推進するための現場活動
 - (3) 各種会議、研修会への出席
 - (4) 農業経営合理化の支援、農業一般に関する調査・情報提供、農業者年金の加入推進
- 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行なうことができる者で、次のいずれかに該当する者を除きます。

 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 原則として本町に住所を有する者
 - (4) 町の職員でない者
- 7 推薦又は応募に係る手続き等

推薦又は応募の方法は、農業者等又は農業者が組織する団体等から推薦を受けて申し込む方法と自ら応募する方法があります。次の様式に必要事項を記入し、持参又は郵送により紀宝町役場産業振興課へ提出してください。なお、推薦及び応募に関する書類は返却しませんのでご了承ください。

 - (1) 提出書類
 - ①農業者等（個人）が推薦する場合 様式第1号
 - ②法人又は団体が推薦する場合 様式第2号
 - ③自ら応募する場合 様式第3号
 - (2) 添付書類
住民票の写し（発行後3ヶ月以内であって、本籍地が記されたもの）
- 8 様式の入手方法

紀宝町役場産業振興課にて役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に

配布するほか、紀宝町ホームページからダウンロードすることができます。

9 募集期間

令和2年4月20日（月）から令和2年5月15日（金）まで

※持参される方は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出してください。

※郵送される場合は簡易書留にて郵送してください。（令和2年5月15日必着）

10 選考方法 紀宝町農業委員会委員（補充）候補者選考委員会を設置し、提出された書類をもとに候補者を選考します。

11 選考結果の通知

選考の結果については応募者全員に通知するほか、紀宝町ホームページ等で公表します。

12 推薦・応募内容の公表について

法令の規程に基づき、募集期間の中間及び終了後に紀宝町ホームページで提出された推薦書・応募書に記載された事項（住所・電話番号は除く）を公表します。

13 問い合わせ・応募先（送付・持参）

〒519-5701 紀宝町鶴殿324番地 紀宝町役場産業振興課
電話番号 0735-33-0336